

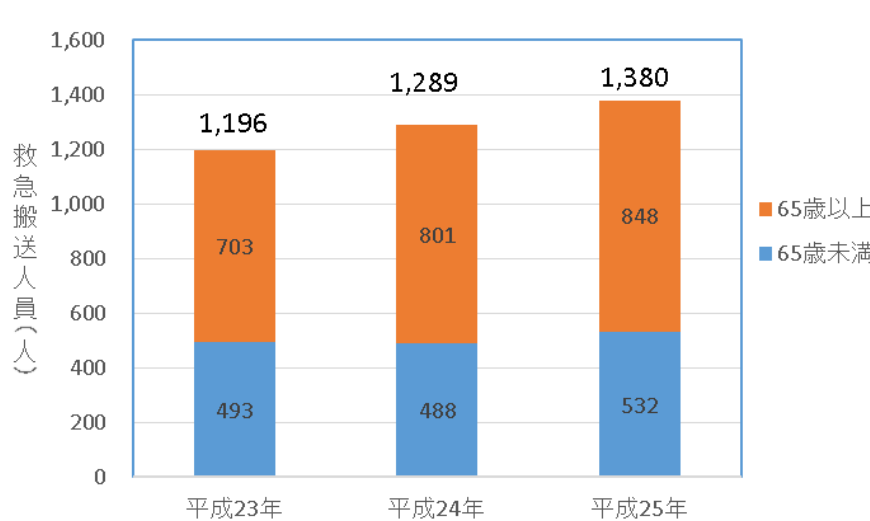
エスカレーターでの事故に御注意ください！

東京消防庁管内において、平成23年から平成25年までの3年間で3,865人が、エスカレーターでの事故により救急搬送されています。転んだり落ちたりといった事故から身を守るために、エスカレーターでは手すりにつかましましょう。また、エスカレーターの安全基準は、ステップ上に立ち止まって利用することを前提にしています。エスカレーター上の歩行は、すり抜けざまに他の利用者と接触するおそれがあります。子供・高齢者・体の不自由な人など様々な人が利用していることを認識し、なるべく歩行を避けるなどの配慮をしましょう。

1. 救急搬送される事故が多数発生

東京消防庁によると※¹、東京消防庁管内において、平成23年から平成25年までの3年間で3,865人が、エスカレーターでの事故により救急搬送されています。平成25年の事故の内容をみると、そのほとんどが転んだり落ちたりして受傷したものとなっています。

図 エスカレーターでの事故による年別搬送人数



(出所) 東京消防庁防災部防災安全課「救急搬送データからみる
日常生活の事故 平成25年」

※¹ 東京消防庁防災部防災安全課「救急搬送データからみる日常生活の事故 平成25年」

2. 事件事例

消費者庁には、以下のようなエスカレーターでの事故情報が寄せられています

※²。

<転倒・転落事故>

【事例1】

上りエスカレーターに乗った被害者が、手すりベルトを持たずにかばんの中の物を探している途中、同機が停止し、その反動で前のめりとなり、左手で手すりにつかまった（転倒はしていない）ものの、頸椎捻挫の重傷。

（事故発生年月：2014年5月、50歳代女性）

【事例2】

両手に荷物を持ってエスカレーターに乗った。両手がふさがり、手すりにはつかまることができなかつたので、バランスを崩して転倒。顔面から出血し、全身を打撲した。

（事故発生年月：2013年7月、70歳代女性）

【事例3】

上りエスカレーターを歩いて上っていたところ、バランスを崩して後方に転倒し、頭部を打撲した。転倒を止めようとした同伴者も転倒し、共に搬送された。

（事故発生年月：2015年7月、80歳代男性）

【事例4】

歩行に杖を使う必要があるが、駅構内のエスカレーターで、後方から上がってきた人に杖に接触されてバランスを崩したため、転倒し救急搬送された。

（事故発生年月：2011年6月、50歳代男性）

<その他の事故>

【事例5】

下りのエスカレーターから降りる時、右足の長靴がエスカレーターに巻き込まれ、前のめりに倒れた。その時は歩けるようで心配ないと帰宅したが、後日整形外科を受診したところ、骨折と診断された。

（事故発生年月：2015年2月、4歳男児）

※2 「事故情報データベース」及び「医療機関ネットワーク事業」に寄せられた事故情報。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成27年4月時点で28機関）から事故情報を収集し、再発防止にかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）。なお、いずれも、消費者庁において事実関係や因果関係を確認したものではありません。

【事例6】

ベビーカーに乗せられてエスカレーターで降りる際に、ベビーカーがひっくり返り、ベビーカーごと転倒し、額に軽症を負った。

(事故発生日月：2013年6月、0歳男児)

3. 消費者の皆様へ

(1) 手すりにつかましましょう

①手すりにつかまることの重要性

バランスを崩したり、エスカレーターが様々な理由^{※3}で緊急停止して不意の反動を受けたりすること等があります。このようなときに、手すりをつかんでいなかった場合、大きな怪我につながります。転んだり落ちたりといった事故を防ぐために、手すりにつかまることが大切です。

②立ち止まることの重要性

そもそも、エスカレーターの安全基準は、ステップ上に立ち止まって利用することを前提にしています。エスカレーター上の歩行は、バランスを崩して転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまに他の利用者と接触するなどして、事故になるおそれがあります。子供・高齢者・体の不自由な人など様々な人が利用していることを認識し、なるべく歩行を避けるなどの配慮をしましょう。特に、歩行のために片側を空ける習慣がありますが、怪我などでどちらか片方の手すりにしかつかまらなことの出来ない人への配慮も必要です。

③エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン

消費者庁は、平成27年7月21日から鉄道事業者等が実施している「エスカレーター『みんなで手すりにつかまろう』キャンペーン」（別添資料参照）を後援しています。本キャンペーンは、全ての利用者が安心してエスカレーターを利用できるよう「みんなで手すりにつかまろう」等の呼びかけを実施するものです。

(2) その他の事故の防止

①挟む・挟まれる事故の防止

- 靴やサンダル、衣類のすそなどが挟み込まれないよう、黄色い線の内側に立ちましょう。また、乗り降りの際も、衣類のすそがステップに触れないよう注意しましょう。
- ピンヒールなどの先のとがった履物や傘の先などがステップの溝に挟まって抜けなくなる場合があるので、注意しましょう。

※3 エスカレーターは、非常停止スイッチが押されたとき、衣類が挟まったとき、停電等で動力が切断されたとき等に、急停止する可能性があります。

②子供を事故から守るために

- ベビーカーの乗り入れは避けましょう。バランスを崩すなどして転倒するおそれがあります。
- 子供と利用する際は、保護者が手をつないで乗りましょう。
- 子供が顔や手を乗り出したり、エスカレーターの壁に寄りかからないよう、注意しましょう。また、手すりにまたがるなどして遊ばないよう、エスカレーターのある場所では、子供から目を離さないよう注意しましょう。

③その他

- 乗降口の近くに立たないようにしましょう。他の人と接触したり、手すりに接触して体が持ち上がったたりするなどし、転倒や転落などする可能性があります。
- キャリーバッグ等の荷物を落下させると、他の利用者にぶつかって大きな怪我をさせることもあるので、しっかりと手で持ちましょう。
- 飲酒してエスカレーターに乗るときはバランスを崩しやすいので注意しましょう。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者安全課 高瀬

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

消費者庁ホームページ : <http://www.caa.go.jp/>